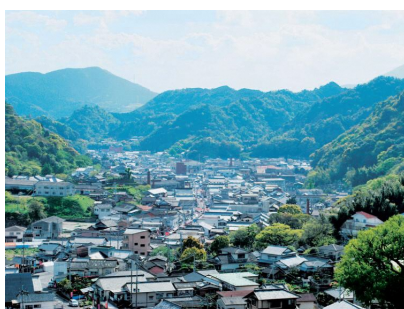




有田の景観形成と 町並み保存

1991・有田町

都市景観条例と地域・地区指定のあらまし



目次

はじめに	2
I 有田町都市景観条例	3～5

II これから先の頁の見方	6～7
III 有田内山の都市景観形成	8～23

IV 届出書類と手続き	24～32
-------------	-------

有田の都市景観形成をめざして	2
1 有田らしいまちの景観形成を町民の力で	3
2 有田町都市景観条例の概要	4
3 地域指定による景観形成	5
地域指定の考え方 地域・地区指定決定までの流れ	5
	6
1 地域・地区及び基準の見方	8
2 有田町都市景観条例関係地域・地区範囲図	10
3 風致保全地区	12
4 歴史的景観形成地域	12
景観形成基準説明図	12
歴史的景観形成地域内の景観形成基準－表 1	12
5 伝統的建造物群保存地区	14
伝統的建造物以外の建物	16
許可基準説明図	16
伝統的建造物以外の建物の許可基準(助成を受けない場合)－表 2	17
修景基準説明図	18
伝統的建造物以外の建物の修景基準(助成を受ける場合)－表 3	19
伝統的建造物と環境物件 修理(保全)基準説明図	20
伝統的建造物に係る修理・保全基準－表 4	21
6 助成	22
7 町並み保存の進め方	23
1 手続きの流れ	24
2 届出書類と届出に要する添付図書	25

有田の歴史、産業、文化をつくり、育ててきたのは地域町民であり、その生活の中でつくりだされたまちの景観は、町民にとってかけがえのない共有の財産であります。

わたしたちは、この有田らしいまちの景観を未来に伝え、新しい有田らしさをつくりだし、また自らが住み、働き、憩う、個性豊かで快適なまちにしたいと願っています。

わたしたちは、ともに力を合わせ、有田らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、町民一人ひとりが豊かで、親しみと、愛着と、誇りあるまちとすることを決意し、この条例を制定しました。



泉山磁石場

大切なまちの景観

わたしたちが住み、働き、憩う生活の場であるまちは、活力のある、生き生きとした、個性豊かなまちでありたいものです。

幸い、わたしたちのまちは、先人達の残した伝統産業を基盤とし、周囲を緑の山々に囲まれ、谷間を白川、有田川が走る自然景観に恵まれ、また、町並みには、まちの歴史を表わす各時代の代表的な建物が多く残されております。

しかし、すぐれた都市景観は、自然の成り行きにまかせておけばできあがるものではなく、また、一度壊してしまえば再生することもできません。

町民一人ひとりの多様な価値観をいかしつつ調和を図り、計画的なまちづくりの視点に立つとともに、不断の努力の積み重ねによって実現されるものであります。

歴史の中で育まれた有田らしいまちの景観をまもり、そだてるとともに、さらに新しい有田らしさをつくりあげていくことにより、わたしたちのまちを町民一人ひとりにとって豊かで、親しみと、愛着と、誇りあるものになりたいものです。

有田町都市景観条例

有田町では、まちの景観形成について積極的に取り組んでいくため、「有田町都市景観条例」を平成元年12月に制定公布しました。



トンバイ堀

トンバイ堀とは、窯壁に使用された耐火レンガや窯道具を利用した土堀のことです。



有田内山の町並み

■総則

- 通則 …… 目的、定義
- 町長の責務 …… 都市景観形成基本計画の策定
・行政の先導的役割
- 町民・事業者及び専門家の責務 …… 町民・事業者・専門家の役割
- 歴史的景観形成地域 …… 歴史的景観形成地域の指定
・歴史的景観形成計画及び景観形成基準の策定
・地域内での建築行為等に対する届出義務及び指導、助言
- 伝統的建造物群保存地区 …… 伝統的建造物群保存地区の指定
・保存計画及び許可基準の策定
・地区内での建築行為に対する許可申請の提出義務及び指導、助言
- 風致保全地区 …… 風致保全地区の指定
・風致保全地区の保全
・地域内での建築行為等に対する届出義務及び指導、助言
- 景観形成指定建築物等 …… 景観形成指定建築物等の指定
・指定建築物等の保全基準の策定
・指定建築物の建築行為等に対する届出義務及び指導、助言
- 助成等 …… 伝統的建造物群保存地区に係る景観形成のための助成
・指定建築物等の保全のための助成
- 都市景観審議会 …… 町長及び教育委員会の附属機関として設置
- 罰則 …… 手続き違反等に対しての罰則

町・町民・事業者・専門家の役割

○町の役割

- ・総合的施策の策定
- 条例の目的を達成するための基本的かつ総合的施策を策定し、これを実施する事としています。
- ・都市景観形成基本計画の策定
- 都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした「都市景観形成基本計画」を平成2年12月に策定しました。
- ・都市景観形成の先導的役割
- 公共施設、公益施設の整備を行なう場合は、都市景観形成基本計画との整合性を図るとともに、都市景観の形成に先導的役割を果たすこととしています。

○町民・事業者・専門家の役割

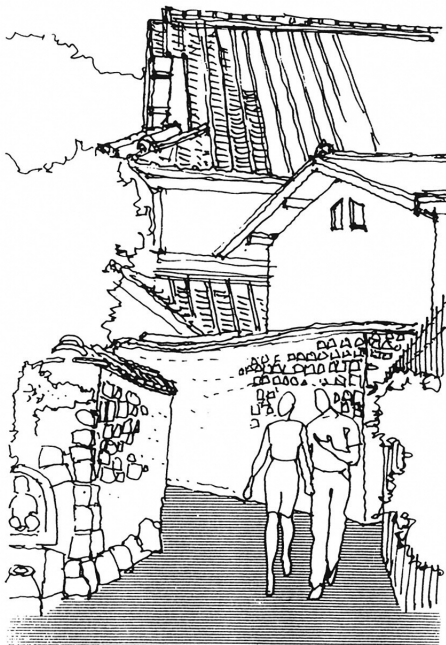
- ・相互協力と景観への配慮
- 行政機関が実施する景観形成に関する施策への協力や、それぞれの立場からの相互協力、また建物などの新築、改築、模様替えを行う場合は、景観形成に寄与することを定めています。

3 地域指定による景観形成

地域指定の考え方

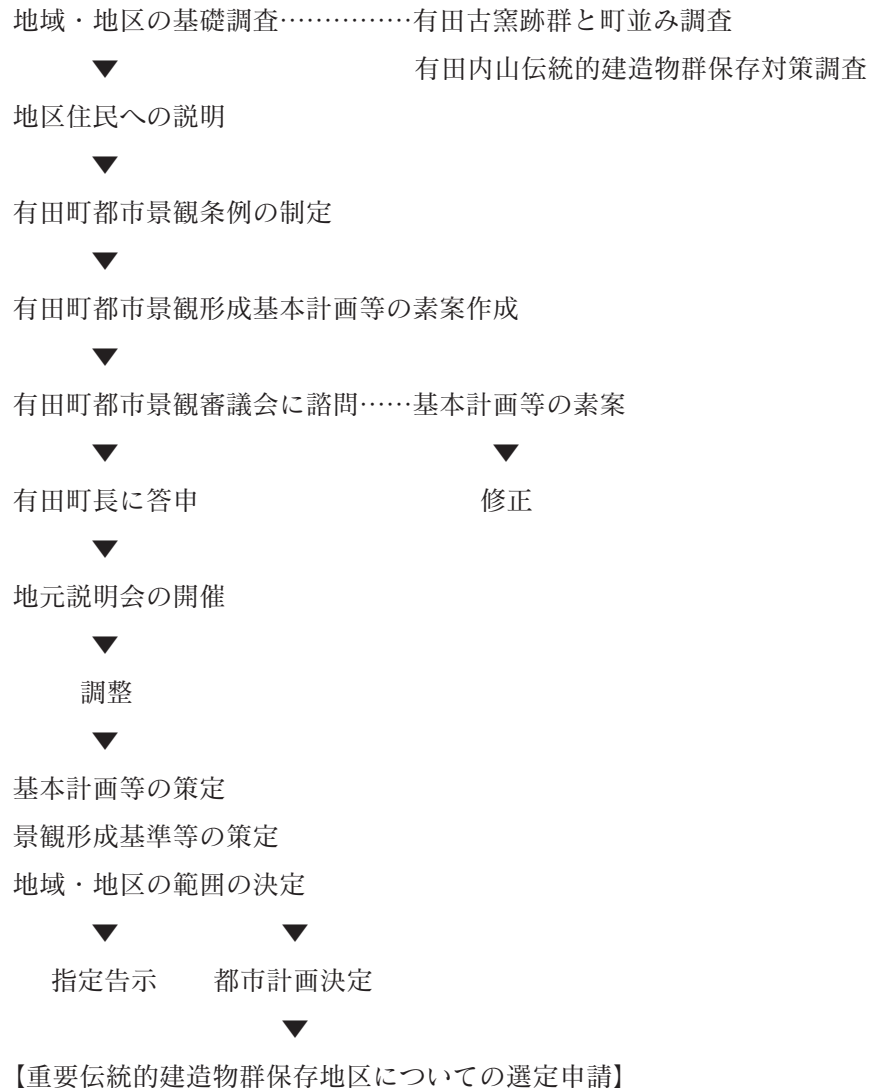
有田らしい都市景観の形成を図るため、地域に適応した町独自の「都市景観形成地域」を指定し、景観形成を図ることとしています。

今回は、各地域の性格により「風致保全地区」「歴史的景観形成地域」を定めます。また、歴史的景観形成地域の中に文化財保護法に基づき「伝統的建造物群保存地区」を重ねて指定し、より充実した景観形成を図ることとしています。



有田らしい景観形成

地域・地区の指定決定までの流れ



II これから先の頁の見方

これから先の頁は地域指定の考え方に基づいて解説されています。問①～⑥を

●地域・地区及び基準の見方 8、9 頁に目を通して下さい。

①あなたの住んでいる地区は10～11頁のどの番号の範囲に含まれますか？

1 風致保全地区	2 歴史的景観形成地域
----------	-------------

②あなたは、建物等の指定に対して同意をしましたか？

	いいえ 非指定建築物等となっております 12、13頁を読んで下さい
--	---

③あなたの所有の建物で修理・改修の計画がある場合

	景観形成基準 説明図 12、13頁を読んで下さい
--	--------------------------------

④助成金について

	助成金はありません
--	-----------

⑤建築時に係る届け出の方法又は書類の種類

届け出が必要ですので25頁の書類等を提出して下さい	届け出が必要ですので26頁の書類等を提出して下さい 合わせて27頁の該当部分の書類も提出して下さい
---------------------------	--

⑥手続き等

24頁に目を通して下さい	
--------------	--

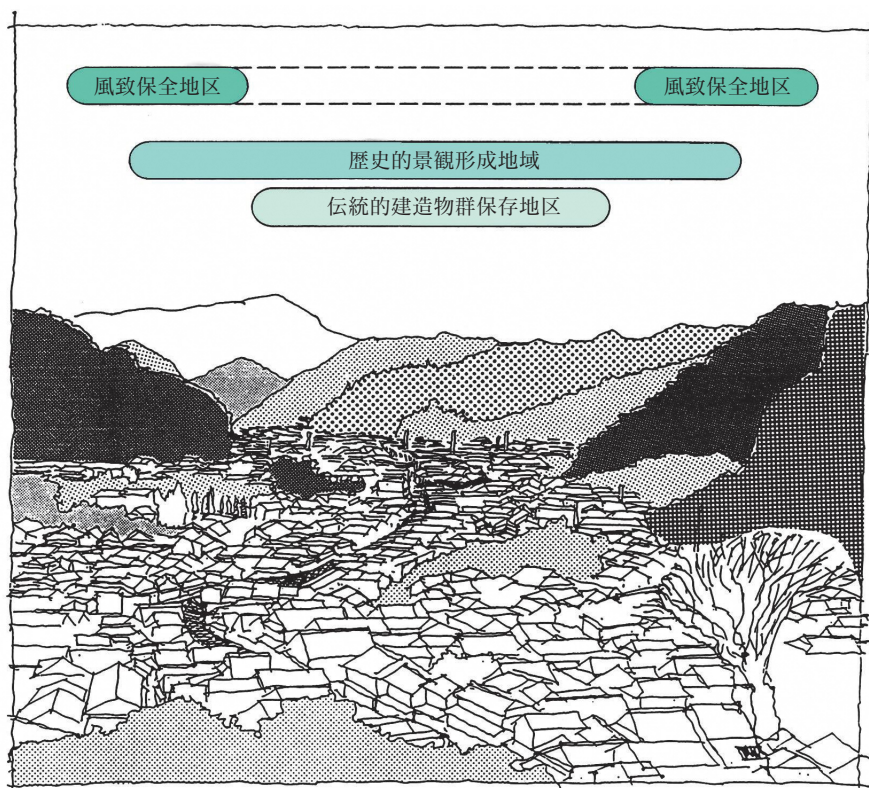
順にたとえば関係がある地域・地区毎の早見ができます。

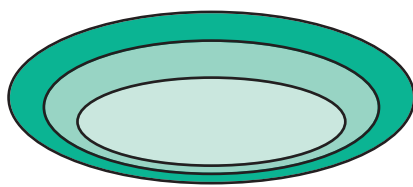
		3 伝統的建造物群保存地区		
	はい 指定建築物等に該当します 20頁を読んで下さい	いいえ 非伝統的建造物に該当します 14、15頁を読んで下さい	はい 伝統的建造物に該当します 14、15頁を読んで下さい	
	保全基準 説明図 20、21頁を読んで下さい	許可基準 説明図 16、17頁を読んで下さい	修景基準 説明図 18、19頁を読んで下さい	修理基準 説明図 20、21頁を読んで下さい
	助成金を受けられます 22頁を読み、29頁の書類等を提出して下さい	助成金はありません	助成金を受けられます 22頁を読み29頁の書類等を提出して下さい	助成金を受けられます 22頁を読み29頁の書類等を提出して下さい
	許可申請書を町より受け取り提出して下さい	許可申請書が必要です。28頁の書類等を提出して下さい また、30頁から32頁該当部分の書類も合わせて提出して下さい		

景観形成計画

この条例に基づいて、地元住民の意見を反映させながら、歴史的都市景観の形成、歴史的風致の保全、伝統的町並みの保存を進めるため、有田内山地区では、次の三つの地域を定め、それぞれ適切な方針を立てて、有田らしい都市景観形成を図っていこうと考えています。

有田内山の地域・地区の考え方





風致保全地区



歴史的景観形成地域



伝統的建造物群保存地区

地域・地区と建造物の位置づけ

風致保全地区 ……………該当なし

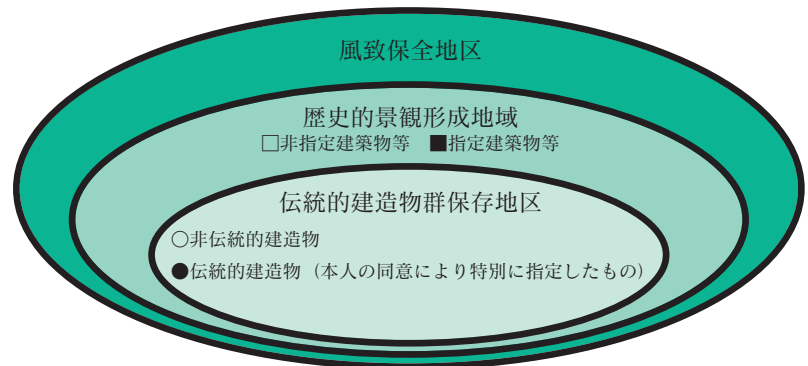
歴史的景観形成地域 ……………□非指定建築物等

■指定建築物等

伝統的建造物群保存地区 …○非伝統的建造物

●伝統的建造物

(本人の同意により特別に指定したもの)



許可基準表等の見方と申請の方法

地域・地区の基準に対応します。

風致保全地区 ……………▶届出

歴史的景観形成地域 ……………▶届出

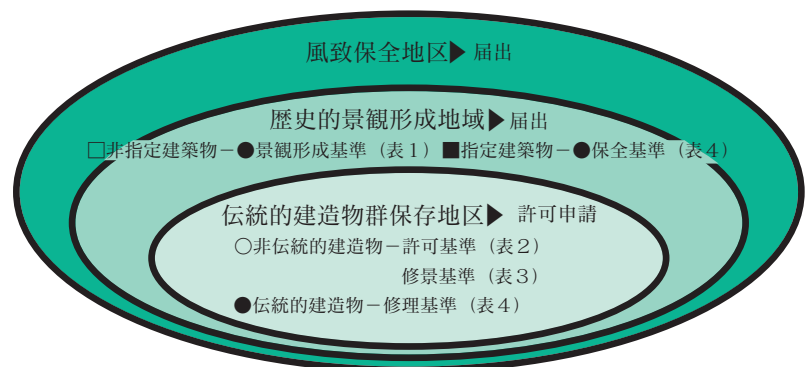
□—景観形成基準 (表1)

■—保全基準 (表4)

伝統的建造物群保存地区 …▶許可申請

○—許可基準 (表2) ・修景基準 (表3)

●—修理基準 (表4)



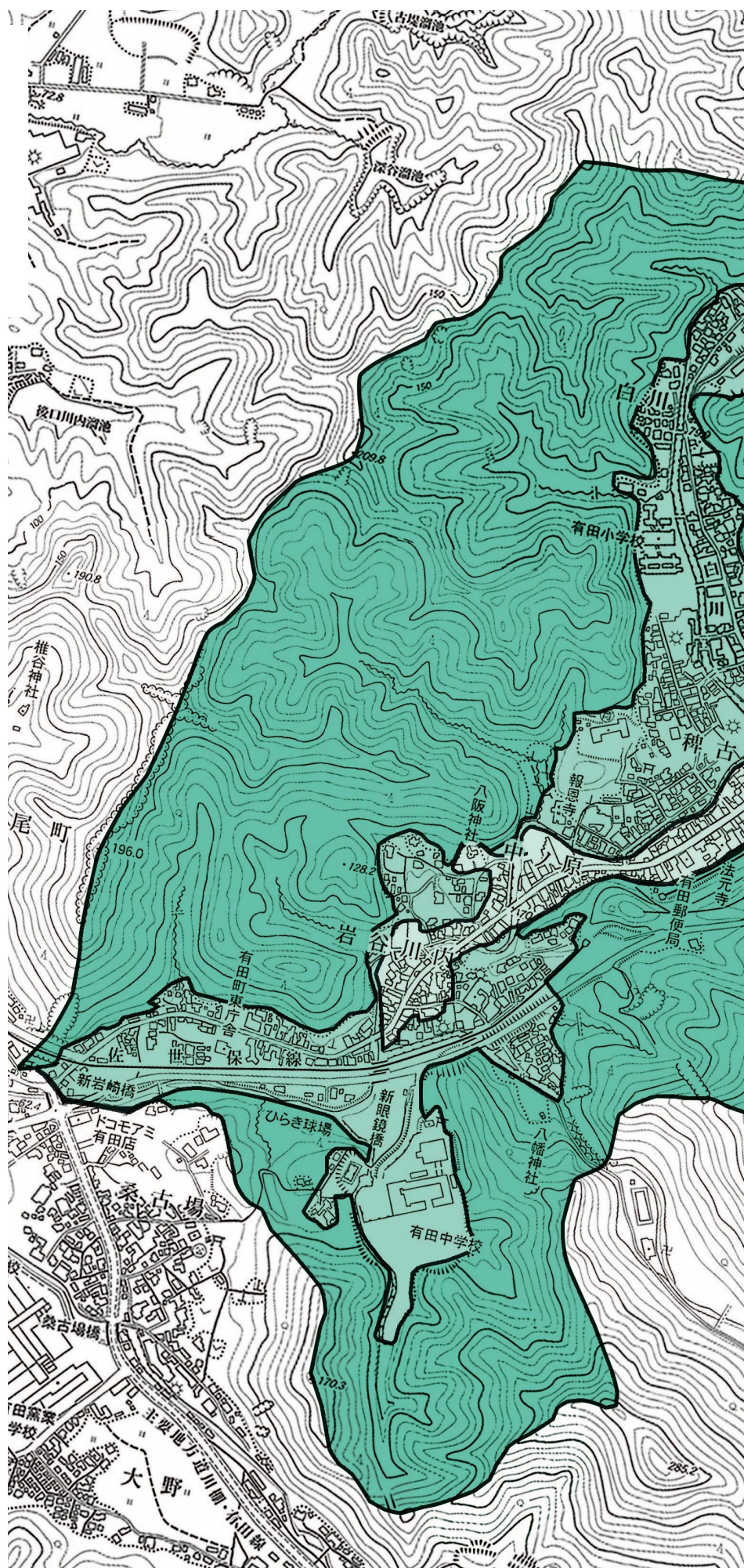
Ⅲ 有田内山の都市景観形成

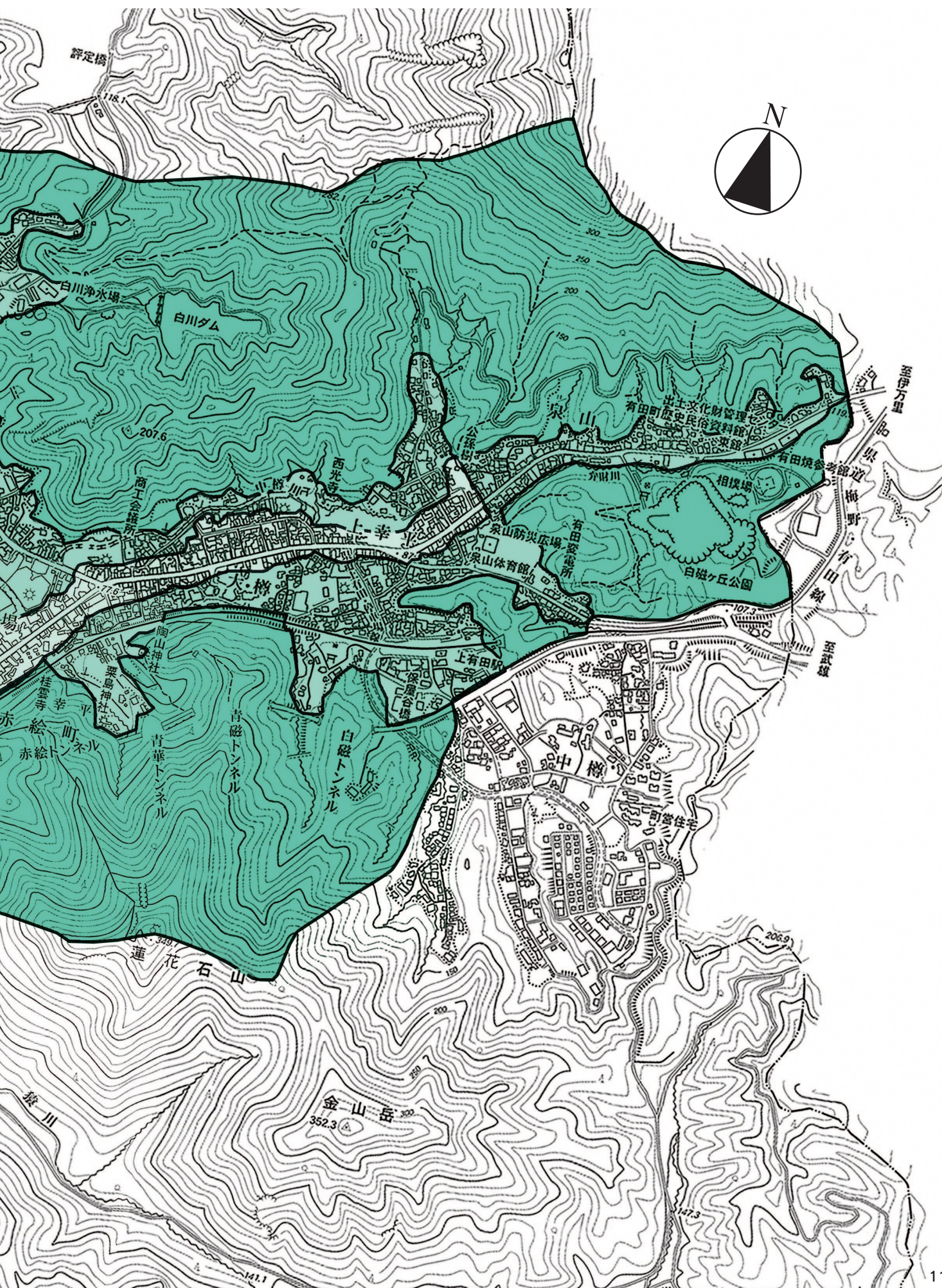
風致保全地区
(272.4ha)

歷史的景觀形成地域
(88.5ha)

伝統的建造物群保存地区
(15.9ha)

2. 有田町都市景観条例関係地域・地区範囲図





III 有田内山の都市景観形成

★指定の目的と範囲

有田内山の町並みに彩りを添える自然景観をまもるため、歴史的景観形成地域の周囲の山々を風致保全地区として定めます。

指定年月日 平成2年12月3日

指定面積 272.4ha

指定範囲 地域・地区範囲図（9～10頁）

III 有田内山の都市景観形成

★指定の目的及び範囲

有田らしい歴史的景観をまもり、そだて、つくるため、有田内山の一部を除き、風致保全地区に囲まれた市街地を範囲として定めます。

指定年月日 平成2年12月3日

指定面積 88.5ha

指定範囲 地域・地区範囲図（9～10頁）

3 風致保全地区

★注意する内容

風致保全地区で造成や木竹の伐採や建築工事を行う時は自然景観を損なわないよう配慮してください。また、届出が必要です。

4 歴史的景観形成地域

★注意する内容

歴史的景観形成地域内で、建築等の工事を行なう時は、有田らしい歴史的景観を損なわないよう配慮する必要があります。

この地域の中での宅地の造成や木竹の伐採、建築や工作物の工事を行う時は、届出が必要です。

その工事内容によっては、景観形成基準（表1）に従って、町から指

□景観形成基準説明図

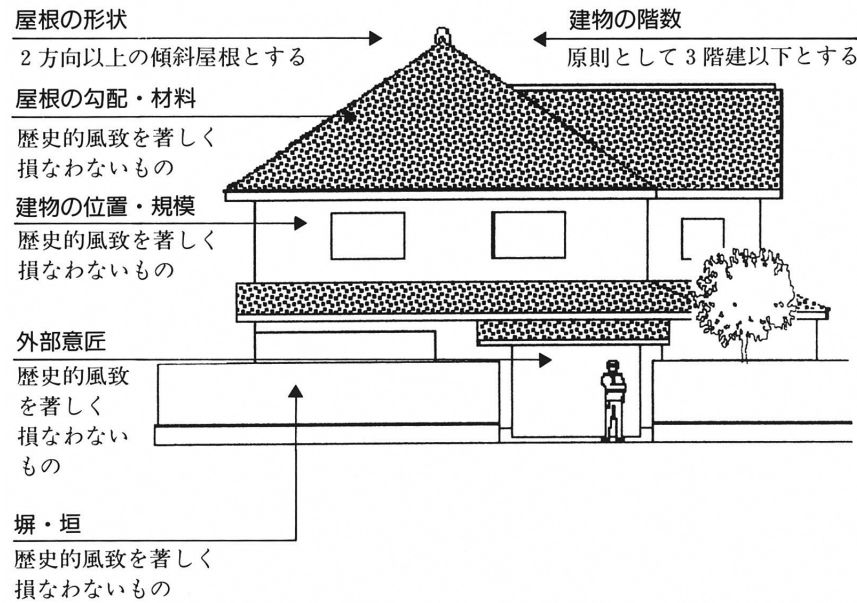
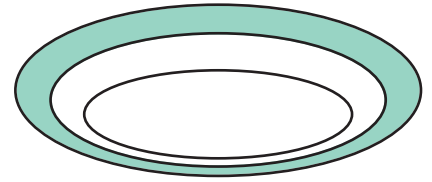


表1. 歴史的景観形成地域内の景観形成基準

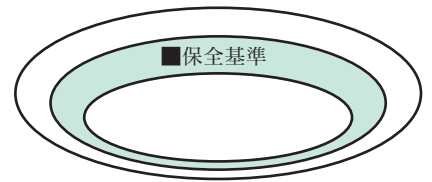
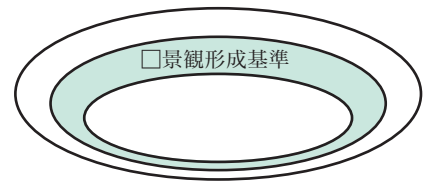
基準項目	
建築物	位置・規模
	構造・階数
外部意匠	屋根
	庇
	軒
	外壁
	開口部
	色彩
	樋
	外部土間
	基礎
工作物	塀・垣
	建築設備
	屋外広告物
駐車場	
土地の形質の変更	
木竹の伐採・植栽	
土石類の採取	



導・助言が行なわれることがあります。

この基準は、歴史的景観形成地域の景観をまもり、そだてるため、誰もが守る必要がある最低の取り決めですから、工事にかかる経費の助成は受けられません。

なお、指定建築物については、保全基準（表4）に従う必要があります。



景観形成基準

- ①歴史的風致を著しく損なわないもの
- ①原則として3階建以下とする
- ②歴史的風致を著しく損なわないもの
- ①2方向以上の傾斜屋根とする
- ②歴史的風致を著しく損なわないもの
- ①歴史的風致を著しく損なわないもの

- ①歴史的風致を著しく損なわないもの

- ①歴史的風致を著しく損なわないもの
(屋根付きの駐車場は建築物の基準に準じる)

- ①変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないこと
- ②空地が生じた場合は、地域の歴史的風致を損なわないよう管理運用を図る

- ①歴史的風致を形成する木竹の保存に努める
- ②空地や法面等は歴史的風致を考慮した緑化の推進を図る

- ①採取後の状態が歴史的風致を著しく損なわないこと

★指定の目的と範囲

有田は焼物の町として世界的に有名ですが、その焼物の町が長い時間をかけてつくり、育ててきた有田内山の町並みは、わが国にとって貴重な文化財として、また生きている町並みとして高く評価されています。

この貴重な有田内山の町並みを、生きている文化財として、末永くまもるとともに、さらに豊かに育てて、子孫に伝えるため、町では国、県の支援を受けて、町並み保存を進めます。

保存する地区は、内山の上の番所から下の番所までの範囲で、主に表通りに沿った所ですが、裏通りの一部も含まれます。

指定年月日 平成2年12月3日

指定面積 15.9ha

指定範囲 地域・地区範囲図（9～10頁）

★用語の定義

伝統的建造物とその他の建物

保存地区にある建物すべてを、次のどちらかに区分します。

①伝統的建造物

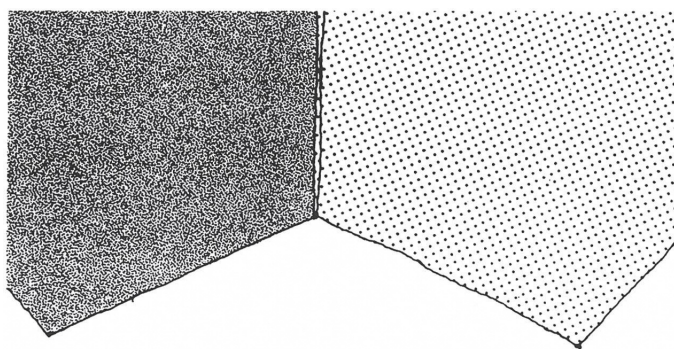
江戸時代から昭和前期までに建てられた建物で、その特性をよく残した伝統的町家とその付属屋、窯元の屋敷とその付属屋、社寺建築とその付属屋、そして洋館が該当します。

②伝統的建造物以外の建物（非伝統的建造物）

①以外の建物が該当します。

環境物件

保存地区を特色づけている樹木、庭園、石垣、石積、石段、門、塀、垣、石造物、井戸、煙突などで環境を保存するため、特に必要な物件を「環境物件」といいます。



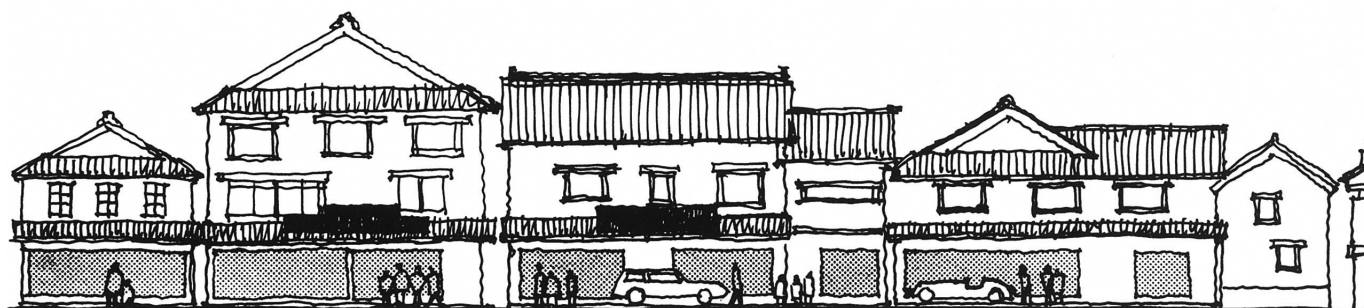
公共空間の整備（水神さんとベンチ）

★注意する内容

保存地区の中で、建物や工作物の工事、宅地の造成、木竹の伐採を行なう時は、許可を受ける必要があります。

許可を受けるためには、表2～表4に定める基準に従って工事の計画を立てる必要があります。町からは、その方法についての指導、助言が受けられ、工事については、経費の一部の助成が受けられます。

表2については、表通りと表通り以外となっており、又表3については、町家型と屋敷型に分れて基準が定められていますので、注意して下さい。

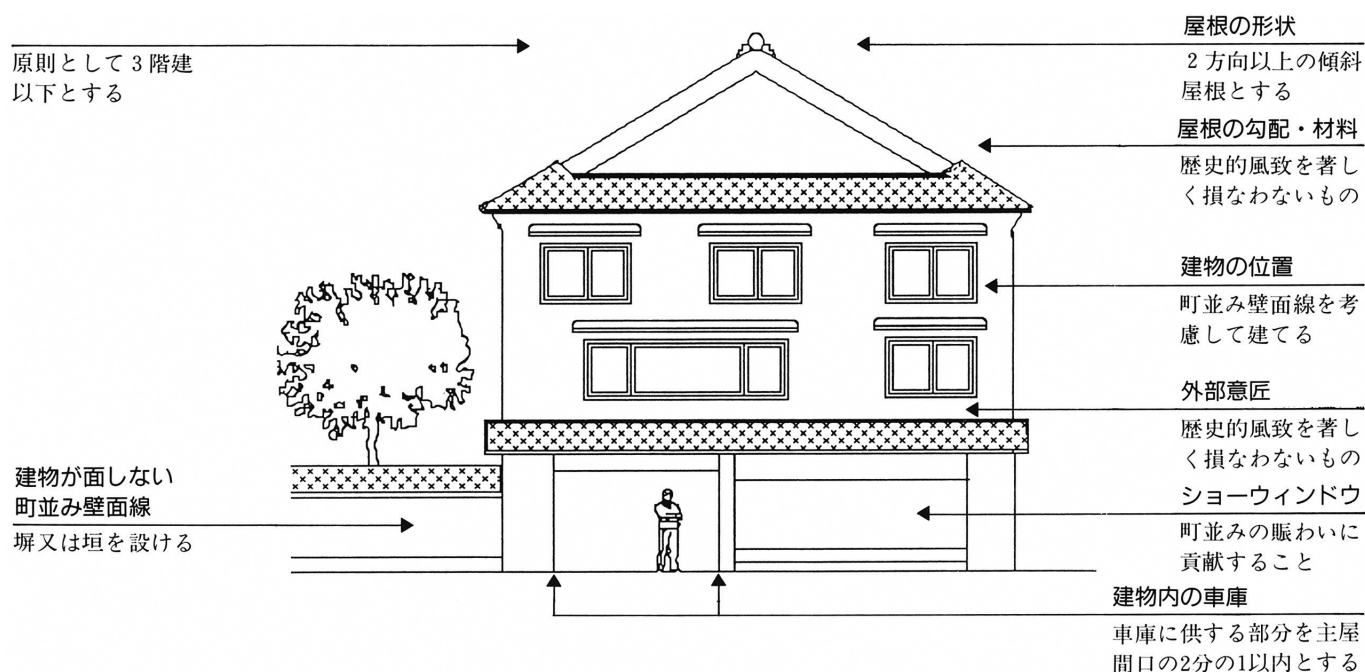


調和と賑わいのある町並み景観形成

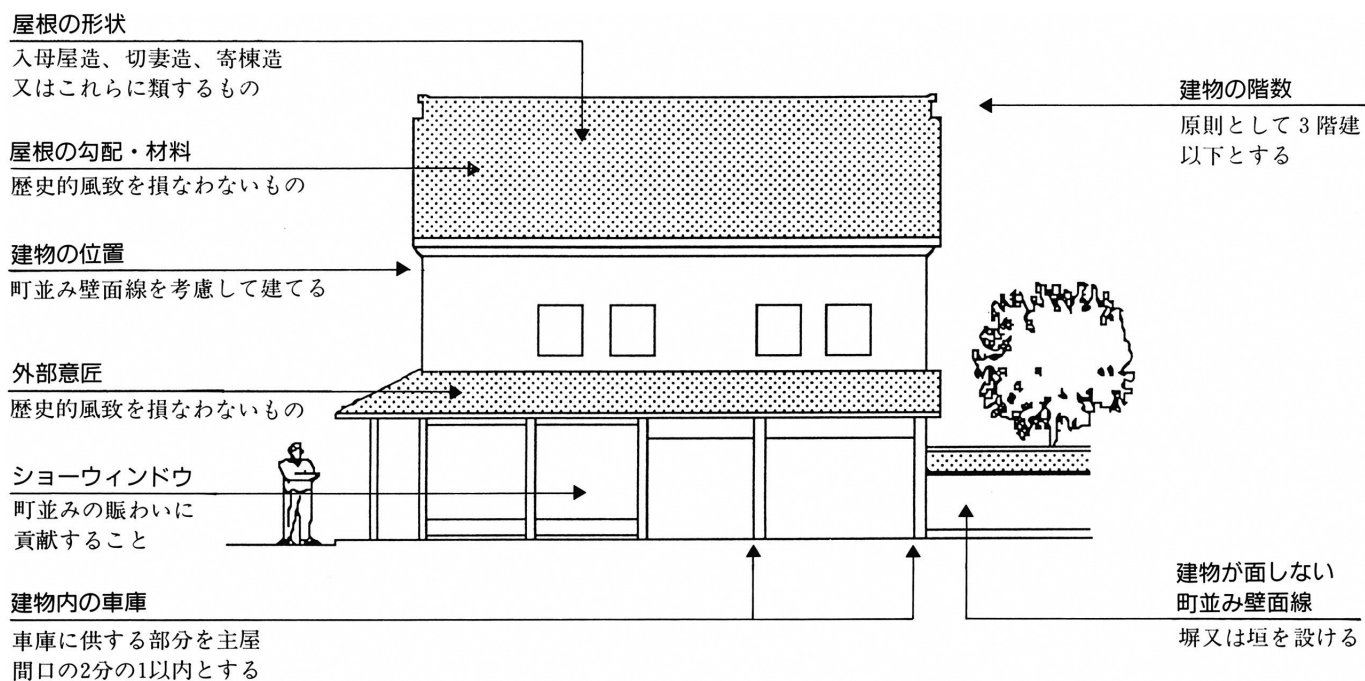
●考え方

伝統的建造物以外の建物は、外観を有田らしい姿にしていける必要があります。建物や工作物の工事を行なう時は、次の許可基準に従って計画を立て、その内容について許可を受ける必要があります。

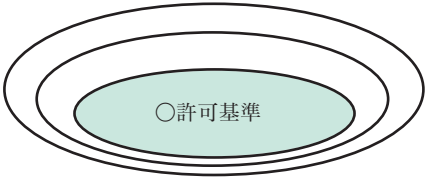
○許可基準説明図（表通りに面する場合）



○許可基準説明図（表通り以外に面する場合）



町からは、その方法についての助言や指導が受けられます。この基準は、保存地区の景観をまもり、そだてるため、誰もが守る必要がある最低の取り決めですから、工事にかかる経費の助成は受けられません。



付記)
①町並み壁面線とは、慣習上維持されてきた伝統的建造物による主要な壁面線をいう

表２．伝統的建造物群保存地区に係る許可基準

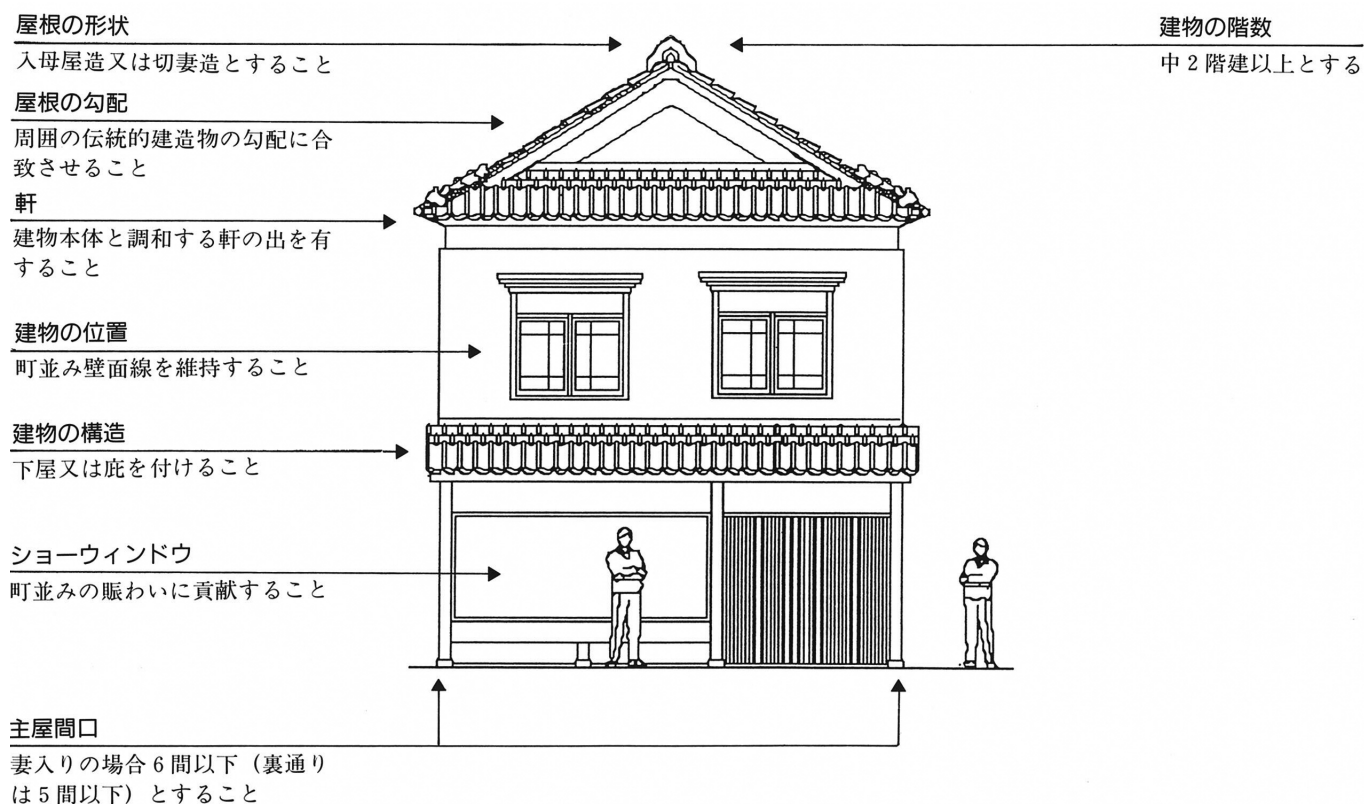
基準項目		許可基準	
対象となる物件		伝統的建造物以外の建造物	
		表通りに面する場合	表通り以外に面する場合
建築物	位置・規模	①建物は町並み壁面線を考慮して建てる（但し、付属屋についてはこの限りでない） ②建物が面しない町並み壁面線には、塀又は垣を設けること	①建物は町並み壁面線を考慮して建てる ②建物が面しない町並み壁面線には、塀又は垣を設けること
	構造・階数	①原則として３階建以下とする ②歴史的風致を著しく損なわないもの	①原則として３階建以下とする ②歴史的風致を著しく損なわないもの
	建物内の車庫	①主屋に設ける場合は、車庫に供する部分を主屋間口の２分の１以下とする（但し、間口３間以下の場合、又は用途上やむを得ない場合はこの限りではない） ②建具等は歴史的風致を著しく損なわないものとする	①主屋に設ける場合は、車庫に供する部分を主屋間口の２分の１以下とする（但し、間口３間以下の場合、又は用途上やむを得ない場合はこの限りではない） ②建具等は歴史的風致を著しく損なわないものとする
	外部意匠	①２方向以上の傾斜屋根とする ②勾配及び材料等については、歴史的風致を著しく損なわないよう配慮すること	①入母屋造、切妻造、寄棟造又はこれらに類するもの ②勾配及び材料等については、歴史的風致を著しく損なわないよう配慮すること
	軒 庇 外壁 開口部 色彩 基礎 樋 外部土間	①歴史的風致を著しく損なわないもの （ショーウィンドウは町並みの賑わいに貢献すること）	①原則として建物本体と調和する軒の出を有すること ②歴史的風致を損なわないもの （ショーウィンドウは町並みの賑わいに貢献すること）
工作物	塀・垣 門 建築設備 屋外広告物	①歴史的風致を著しく損なわないもの （建築設備については、道路等の公共の用に供する場所から見えないように設置すること）	①歴史的風致を損なわないもの （建築設備については、道路等の公共の用に供する場所から見えないように設置すること）
駐車場		（屋根付きの駐車場は建築物の許可基準に準じる）	
環境物件		①主として現状維持又は旧状に復する	
土地の形質の変更		①変更後の状態が歴史的風致を損なわないもの ②空地が生じた場合は、地域の歴史的風致を考慮した管理運用を図る	
木竹の伐採・植栽		①歴史的風致を形成する木竹の保存に努める ②空地の法面等は歴史的風致を考慮した緑化の推進を図る	
土石類の採取		①採取後の状態が歴史的風致を損なわないこと	

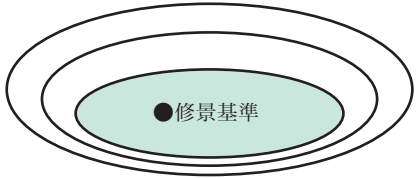
●考え方

伝統的建造物以外の建物は、外観を有田らしい姿に修景していく必要があります。特に伝統的建造物の外観に調和した建物や工作物の工事を行なう場合、修景基準の助成条件を遵守し、助成対象に該当するものについて、経費の一部の助成が受けられますが、その内容については、許可を受ける必要があります。

また、町からは、その計画について指導・助言が受けられます。

●修景基準説明図（助成を受けるための条件）





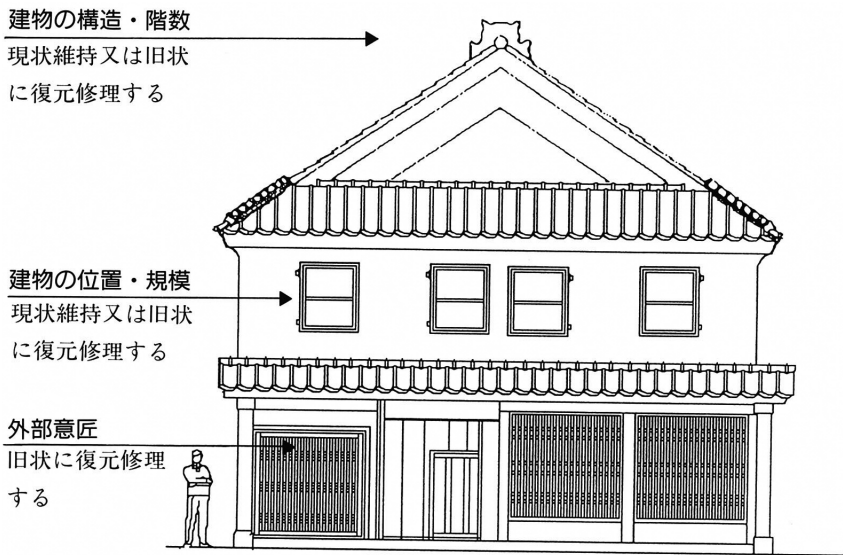
付記)
①町並み壁面線とは、慣習上維持されてきた伝統的建造物による主要な壁面線をいう

表３．伝統的建造物群保存地区において、助成を受けるための修景基準

基準項目		修景基準		
		伝統的町家型とする場合	伝統的屋敷型とする場合（表通りには適用しない）	
助成条件	位置・規模	①建物の主要な壁面は町並み壁面線を維持して建てること（但し、付属屋についてはこの限りでない） ②建物が面しない町並み壁面線には、塀又は垣を設けること	①建物の主要な壁面は町並み壁面線から1間以上後退させて建てること（但し、付属屋についてはこの限りでない） ②建物が面しない町並み壁面線には、塀、垣、門を設けること	
	構造・階数	①表構えを妻入り、又は平入りとすること ②妻入りの主屋間口を表通りに面する場合は6間以下、また裏通りに面する場合は5間以下とすること ③表構えは、中2階以上とすること ④1階の表構えに、下屋又は庇を付けること	①原則として2階建以下とする	
	屋根	①入母屋造り又は切妻造とすること ②勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に合致させること	①入母屋造、切妻造、又は寄棟造りとすること ②勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に合致させること	
	軒	①建物本体と調和する軒の出を有すること	①建物本体と調和する軒の出を有すること	
	開口部	①ショーウィンドウは町並みの賑わいに貢献すること	①ショーウィンドウは町並みの賑わいに貢献すること	
	屋外広告物	①歴史的風致に調和した広告物とすること	①歴史的風致に調和した広告物とすること	
助成対象　建築外部意匠	屋根	①黒色又は銀黒色棧瓦葺きとすること ②軒裏・傍軒は漆喰塗込、化粧堅板張り又は垂木野地板露しとする ③妻壁は漆喰塗込とする（木連格子とすることもできる） （妻壁に小窓又は通気孔を設けることができる）	①黒色又は銀黒色棧瓦葺きとすること ②軒裏・傍軒は漆喰塗込、化粧堅板張り又は垂木野地板露しとする ③妻壁は漆喰塗込とする（木連格子とすることもできる）	
	庇	①黒色又は銀黒色棧瓦葺きとすること ②軒裏は、化粧堅板張り又は垂木野地板露しとすること	①黒色又は銀黒色棧瓦葺きとすること	
	外壁	①大壁造の白漆喰、黒漆喰又は鼠漆喰仕上げとすること	①大壁造の白漆喰、黒漆喰又は鼠漆喰仕上げとすること	
	戸袋	①外壁に準じる	①外壁に準じる	
	1階開口部	①建具は主屋柱筋又は庇柱筋に木製ガラス戸引違いとする（板戸引上とすることもできる） ②主屋柱筋に、枠付格子戸はめ込みとすることができる ③出入口は、木製ガラス戸引違いとすること ④ガラスはめ込み木製出窓を付すことができる	①木製障子戸又は木製ガラス戸とする	
	2階開口部	①木製障子戸・木製ガラス戸引違又は引込みとすること 鉄製又は木製手摺り、小庇、鉄扉を付すこともできる	①木製障子戸又は木製ガラス戸とする	
	色彩	①木部は生地仕上げ又はこれに類するもの	①木部は生地仕上げ又はこれに類するもの	
	基礎	①石積又はこれに類するもの	①石積又はこれに類するもの	
	樋	①黒又は濃い茶色仕上げとし、銅製とすることもできる	①黒又は濃い茶色仕上げとし、銅製とすることもできる	
	外部土間	①たたき、石敷又はこれに類するもの	①たたき、石敷又はこれに類するもの	
	工作物	塀・垣	①屋根付板壁又はこれからの類するもの ②裏通りは土塀、トンバイ塀又は生け垣とすることができる	①屋根付板壁、土塀、トンバイ塀、生垣又はこれらに類するもの
		門	①腕木門又はこれに類するもの	①腕木門又はこれに類するもの

●考え方

●修理基準・■保全基準説明図



5 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物と環境物件は、長い時間かけて、外観を元の伝統的な姿に修理していく必要があります。

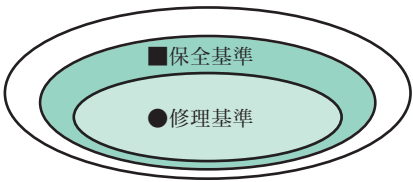
伝統的建造物と環境物件について、工事を行う時は、次の修理基準に従い、できるだけ外観を保存するように工事の計画を立て、その内容について許可を受ける必要があります。町からは、その計画について助言・指導が受けられます。

伝統的建造物と環境物件を修理・修復する場合は、21項の助成基準に従って経費の一部の助成が受けられます。

なお、重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物については、固定資産税が非課税になります。

表4. 伝統的建造物群保存地区にかかる修理（保全）

基準項目	
対象となる物件	
建築物	位置・規模
	構造・階数
外部意匠	建物内の車庫
	屋外広告物
工作物	屋根
	軒
	庇
	外壁
	開口部
	色彩
	基礎
	樋
	外部土間
	塀・垣
環境物件	門
	石段
	石垣
	石積
	石造物
	生垣
	庭園
	樹木



付記)
①町並み壁面線とは、慣習上維持されてきた伝統的建造物による主要な壁面線をいう

基準

- | |
|--|
| 修理（保全）基準 |
| 伝統的建造物及び環境物件 |
| ①主として外観を現状維持又は旧状に復元修理する
（但し、用途上やむを得ず建物内に車庫を設ける場合、建具等は伝統的建造物の様式に調和したものとする） |
| ①当該伝統的建造物と調和したものとする |
| ①主として外観を旧状に復元修理する
（但し、復元修理が困難な個所については修景基準を適用し、1階開口部については修景基準を適用することもある） |
| ①修景基準を準用する |
| ①主として外観を旧状に復元修理する |
| ①原則として旧状に復旧する |
| ①主として現状維持に努める |

★助成の目的と範囲

有田内山の町並みをまもり、そだて、つくりだすために、伝統的建造物群保存地区の建築物等及び歴史的景観形成地域の指定建築物等に対し、予算に定められた範囲内において助成措置を行います。

★注意する内容

助成はすべての建築物等に対して行われるものでなく、指定建築物や保存地区内での建築物等で修景基準や修理（保全）基準に該当したものに対して行われます。

また、助成対象は道路等より通常望見できる外観に限られます。助成を受けようとする人は、申請手続きが必要となりますので有田町教育委員会文化財課までおいで下さい。

伝統的建造物（指定建築物等）

種類	助成対象	助成率	助成限度額
主屋	当該物件の外観保存のための屋根、外壁、柱、土台等の構造に係る部分の修理	10分の8以内	600万円
付属建築及びその他の工作物	当該物件の修理	10分の8以内	300万円
トンバイ塀、石段、石造物、井戸、土塀等の環境物件	当該物件の修理	10分の8以内	200万円

伝統的建造物以外の建物

種類	助成対象	助成率	助成限度額
主屋の新築、増築又は改築等	原則として外観を伝統的建造物に模し、周囲の伝統的建造物と調和のとれたものになり、その経費のうち屋根、外壁（下地、造作経費含む）、軒先等伝統的工法によるものの修景に要する経費（電気設備その他装飾に要する経費は除く）	3分の2以内	300万円
付属建物の新築、増築又は改築	外観を伝統的建造物に模したもの又は周囲の伝統的建造物と調和のとれたもの	3分の2以内	150万円
その他の工作物	保存地区の特性を生かした周囲の景観と調和のとれたもの	3分の2以内	100万円

7 町並み保存の進め方

●生活環境の整備

町並み保存を進めるとともに、保存地区の生活環境の整備を、次のように進めます。

管理施設の整備

- (1) 町並みセンターを設置し、町並み保存の紹介に当たります。
- (2) 保存地区にふさわしい説明板・案内板を設置します。

防災設備の整備

- (1) 保存地区にふさわしい防犯灯を兼ねた街路灯の整備を図ります。
- (2) 保存地区にふさわしい初期消火のための消火施設の整備を図ります。

電柱・看板の整備

- (1) 電柱の地下埋設等によって町並み景観の整備を図ります。
- (2) 保存地区にふさわしい広告・看板にするため、別に協定を定めることを推進します。

道路の整備

- (1) 歩行者と自動車が共存できる道路の整備を推進します。
- (2) 保存地区内の生活水準の向上を目指した歴史的景観を損なわない生活道路の整備を推進します。

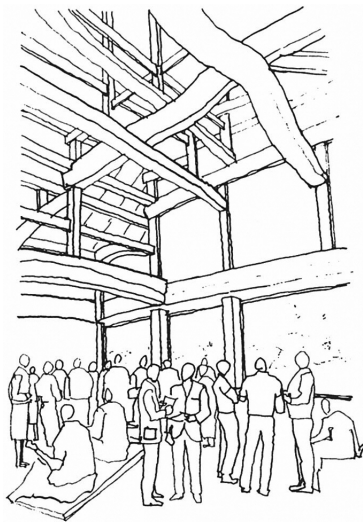
駐車場の整備

- (1) 保存地区外に外来者用の大規模駐車場の整備を推進します。
- (2) 保存地区の中に、住民用と来客用の共同駐車場の整備を推進します。

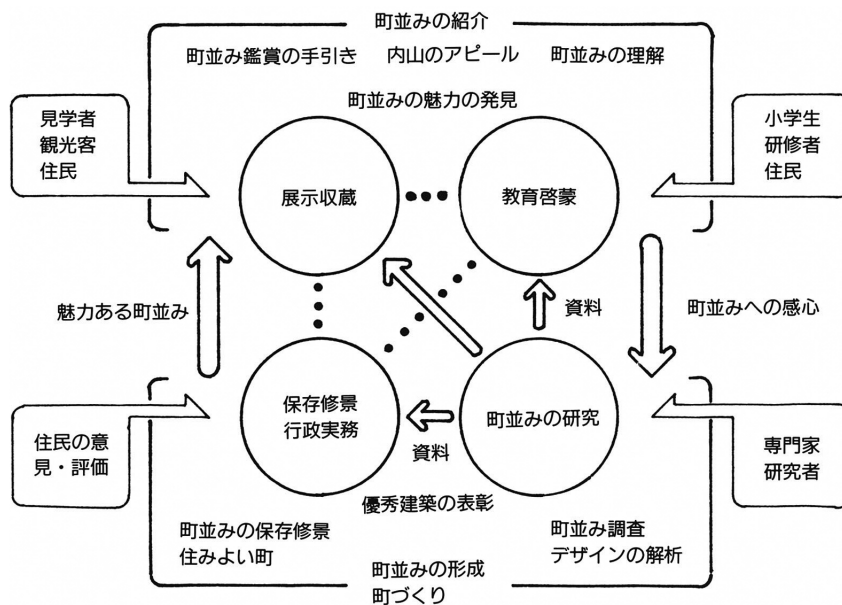
拠点の整備

- (1) 伝統的建造物や環境物件の公開
買い上げや借り上げにより優れた建物や庭園の一般公開を推進します。
- (2) 文化施設の設置
町並みと焼物が培った伝統文化とデザインを紹介する施設の設置を推進します。
- (3) 公共空間の整備
石造物の周囲や上下の番所等、拠点となる公共空間の整備を推進します。

●町家や工場建築を改修して町並みセンターをつくる



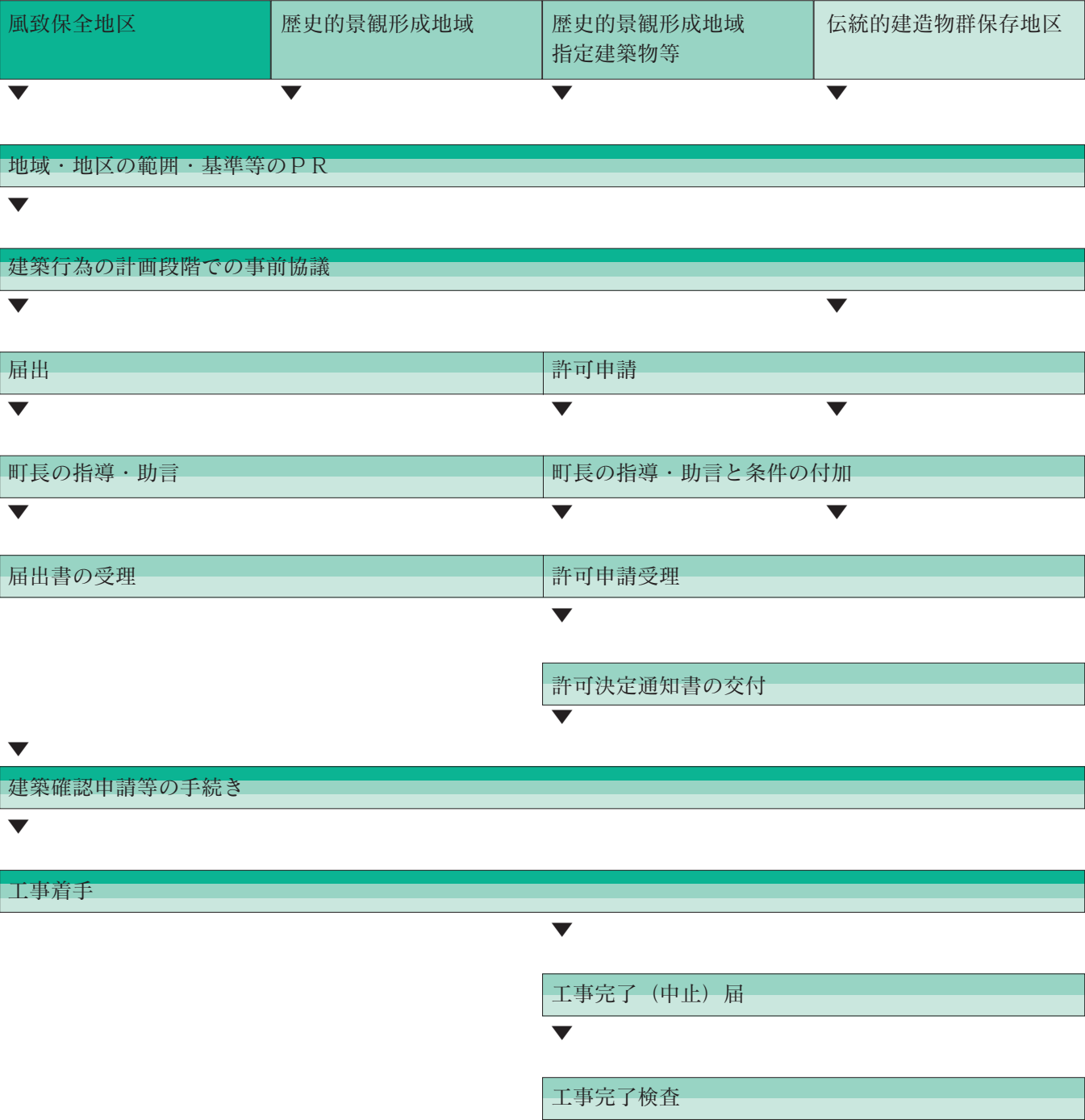
●町並みセンターの基本的な考え方



1 手続きの流れ

都市景観の形成と町並み保存を進めるため、次のような手続きが必要で

届出等の手続きの流れ



■手続きに要する書類は文化財課に準備しております。

2 届出書類と届出に要する添付図書

様式第8号 (第14条関係)

風致保全地区における行為の届出書

有田町長

様

年

月

日

届出者 住所 佐賀県西松浦郡有田町

氏名

印

電話

局

番

届出に係る照会先 電話 ()

有田町都市景観条例第28条の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為をする場所		佐賀県西松浦郡有田町					
行為着手予定日		年 月 日		完成予定日		年 月 日	
行為の目的	土地の形質の変更	目的					
		行為面積 m²					
	木竹の伐採	樹種	伐採数量				
			本 本				
			本 本				
			本 本				
土石類の採取	目的						
	行為面積 m²						

26

- 注意 ①この表において「外構平面図」とは、門、垣、塀、擁壁、植栽、玄関回り、敷地内通路、庭園等の敷地内の外部構造を記載した平面図をいう。
- ②この表において「現況カラー写真」とは、行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。
- ③この表において「完成予想図書」とは、周辺状況を含む着色した建築物の完成予想図書をいう。

歴史的景観形成地域内の届出に要する添付図書 別表第1（第5条関係）

行為	図書			
	種類	縮尺	枚数	備考
1 建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替え	付近見取図	2,500分の1以上	1	
	配置図	200分の1以上	1	
	各階平面図	200分の1以上	1	
	立面図	200分の1以上	1	着色し、露出する建築設備及び仕上げを記載すること
	主要部2面以上の断面図	200分の1以上	1	
	外構平面図	200分の1以上	1	植栽は木竹名を記載すること
	現況カラー写真	Eサイズ	1	
	完成予想図書		1	建築物の新築、改築を行なう場合
2 解体又は除却	付近見取図	2,500分の1以上	1	
	現況カラー写真	Eサイズ	1	
3 建築物等の外観の過半にわたる色彩の変更	付近見取図	2,500分の1以上	1	
	立面図	200分の1以上	1	着色し、露出する建築設備及び仕上げを記載すること
	現況カラー写真	Eサイズ	1	
4 宅地の造成、その他の土地の形質の変更	付近見取図	2,500分の1以上	1	
	地形図	1,000分の1以上	1	
	平面図	500分の1以上	1	変更前は点線、変更後は実線で記載のこと
	断面図	500分の1以上	1	変更前は点線、変更後は実線で記載のこと
	法面断面図	50分の1以上	1	変更前は点線、変更後は実線で記載し、あわせて法面処理材料を記載すること
	植栽計画図	200分の1以上	1	保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び植栽をそれぞれ色分けし、あわせて木竹名を記載すること
	現況カラー写真	Eサイズ	1	
5 木竹の伐採	付近見取図	2,500分の1以上	1	
	地形図	500分の1以上	1	伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、あわせて木竹名を記載すること
	現況カラー写真	Eサイズ	1	
6 土石類の採取	付近見取図	2,500分の1以上	1	
	現況カラー写真	Eサイズ	1	

28

様式第15号（第23条関係）

保存助成金交付申請書

有田町長

様 年 月 日
申請者 住所 佐賀県西松浦郡有田町
氏名 印
電話 局 番

有田町都市景観条例第34条及び第35条の規定により保存助成金の交付を受けたいので、有田町都市景観条例施行規則第23条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

行為をする場所	佐賀県西松浦郡有田町	丁目	番	号
現状変更行為の許可番号	第	号		
行為の種類				
行為の内容				
行為着手予定日	年	月	日	
行為完了予定日	年	月	日	
行為に要する経費	金	円		
	内訳			

- 注意 この申請書には、次に掲げる図書を添付して下さい。
- ①設計図書
 - ②工事見積書
 - ③現況写真
 - ④その他町長が必要と認める図書

伝統的建造物群保存地区及び景観形成指定建築物等の現状変更行為許可申請に要する添付図書 別表第2（第6条関係、第16条関係）

行為	図書			
	種類	縮尺	枚数	備考
1 伝統的建造物及び指定建築物等の増築、改築、又はその外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え	付近見取図	2,500分の1以上	2	
	配置図	100分の1以上	2	
	各階平面図	100分の1以上	2	
	各面立面図	100分の1以上	2	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること
	主要部2面以上の断面図	100分の1以上	2	
	主要部2面以上の矩計（かなばかり）図	30分の1以上	2	
	外構平面図	100分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること
	現況カラー写真	Eサイズ	1	
	完成予想図書		1	建築物の増築、改築及び外観の変更を行なう場合
	工事仕様書		2	
2 伝統的建造物及び指定建築物等の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	2,500分の1以上	2	
	配置図	100分の1以上	2	
	各面立面図	100分の1以上	2	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること
	外構平面図	100分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること
	現況カラー写真	Eサイズ	2	
	工事仕様書		2	
3 伝統的建造物及び指定建築物等の移転又は除却	付近見取図	2,500分の1以上	2	
	配置図	100分の1以上	2	
	各階平面図	100分の1以上	2	
	各面立面図	100分の1以上	2	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること
	主要部2面以上の断面図	100分の1以上	2	
	主要部2面以上の矩計（かなばかり）図	30分の1以上	2	
	外構平面図	100分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること
	現況カラー写真	Eサイズ	1	
	完成予想図書		1	建築物の移転、除却を行なう場合
	除却済予想図書		2	除却及び同一保存地区内における移築について添付すること
	工事仕様書		2	

- 注意 ①この表において「外構平面図」とは、門、垣、塀、擁壁、植栽、玄関回り、敷地内通路、庭園等の敷地内の外部構造を記載した平面図をいう。
- ②この表において「現況カラー写真」とは、行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。
- ③この表において「除却済予想図書」とは、伝統的建造物の除却後の行為地及び周囲の状況を示す図書をいう。
- ④この表において、「完成予想図書」とは、周辺状況を含む着色した建築物の完成予想図書をいう。

4 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築、増築又は改築	付近見取図	2,500分の1以上	2	
	配置図	100分の1以上	2	
	各階平面図	100分の1以上	2	
	各面立面図	100分の1以上	2	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること
	主要部2面以上の断面図	100分の1以上	2	
	主要部2面以上の矩計（かなばかり）図	30分の1以上	2	
	外構平面図	100分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること
	現況カラー写真	Eサイズ	1	
	完成予想図書		1	新築、改築及び増築を行なう場合
	工事仕様書		2	
5 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の移転又は除却	付近見取図	2,500分の1以上	2	
	配置図	200分の1以上	2	移転前は点線、移転後は実線で記載のこと
	外構平面図	200分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること
	現況カラー写真	Eサイズ	1	
6 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の外観を変更することとなる修繕又は模様替え	付近見取図	2,500分の1以上	2	
	配置図	200分の1以上	2	
	立面図	200分の1以上	2	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること
	断面図	100分の1以上	2	
	外構平面図	200分の1以上	2	植栽は木竹名を記載すること
7 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の外観を変更することとなる色彩の変更	現況カラー写真	Eサイズ	1	
	付近見取図	2,500分の1以上	2	
	立面図	200分の1以上	2	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること
8 宅地の造成その他の土地の形質の変更	現況カラー写真	Eサイズ	1	
	付近見取図	2,500分の1以上	2	
	地形図	1,000分の1以上	2	
	平面図	500分の1以上	2	変更前は点線、変更後は実線で記載のこと
	断面図	500分の1以上	2	変更前は点線、変更後は実線で記載のこと
	法面断面図	50分の1以上	2	変更前は点線、変更後は実線で記載し、あわせて法面処理材料を記載すること

8 宅地の造成その他の土地の形質の変更	植栽計画図	200分の1以上	2	伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、あわせて木竹名を記載すること
	現況カラー写真	Eサイズ	1	
9 木竹の伐採	付近見取図	2,500分の1以上	2	
	地形図	500分の1以上	1	伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、あわせて木竹名を記載すること
	現況カラー写真	Eサイズ	1	
10 土石類の採取	付近見取図	2,500分の1以上	2	
	地形図	1,000分の1以上	2	
	平面図	500分の1以上	2	変更前は点線、変更後は実線で記載のこと
	断面図	500分の1以上	2	変更前は点線、変更後は実線で記載のこと
	現況カラー写真	Eサイズ	1	

平成23年3月増版

平成3年（1991）3月31日

編集・発行 有田町教育委員会文化財課

〒844-0001 佐賀県有田町泉山1-4-1

編集協力 宮本雅明 工藤卓

装幀・レイアウト 永崎明子

印刷 印刷ショップアリタ

